

令和2年6月30日時点

住宅政策本部における取組

1 都営住宅における取組み

- ① **武漢からのチャーター便による帰国者への一時提供**
武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供（累計15戸）
- ② **居住者への対応**
 - ・感染予防等に関する啓発チラシの掲示、ホームページへの掲載
 - ・3密を避けるために集会所の使用を控えるよう自治会長等に要請
 - ・使用料等の支払い猶予措置の開始
 - ・収入再認定による使用料の変更、減額制度の再周知
- ③ **募集日程の延期（5月募集を6月に延期ほか）**
- ④ **東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例による対応**
 - ・定期使用許可期限の延長（7月31日まで）
 - ・使用料の減免申請期限の延長（7月31日まで）
- ⑤ **建替工事及び設計業務等への対応**
 - ・受注者の意向確認の上、意向に応じて一時中止
- ⑥ **緊急以外の修繕の見合わせ**
- ⑦ **福祉保健局TOKYOチャレンジネット事業へ協力**
失業等に伴う住居喪失者への一時住宅として、都営住宅をこれまで提供していた30戸に加えて、さらに30戸を追加提供

2 不動産課窓口における対応

- ① **郵送受付の対象拡大(3/16～)**
窓口で受け付けていた手続について、郵送での受付を開始
 - ・宅地建物取引業免許証の交付（更新・書換え免許証のみ）
 - ・宅地建物取引士資格登録
 - ・宅地建物取引士証の交付
 - ・宅地建物取引士に関する証明書
 - ・現地案内所等の届出
- ② **相談業務の縮小**
来訪による相談を原則として休止、電話相談による対応
 - ・指導相談・賃貸ホットライン（3/30～）
 - ・弁護士相談（4/13～）
 ※6/1～ 来訪による相談を事前予約制として、一部再開
- ③ **宅地建物取引業者等名簿閲覧窓口の業務縮小(4/20～)**
開設時間を短縮するとともに、事前予約制により利用者数を制限
- ④ **国土交通省への要望(4/9、15)**
事業者の権利利益の保全を図るため、宅地建物取引業免許等の有効期間延長や変更届等の履行期限延長を要望

3 安全・安心な住環境の構築

東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）の設備の導入に対する助成を行うとともに、国の緊急対策と併せ、家賃低廉化補助を拡充

福祉保健局における取組

- **失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供**
新型コロナウイルスの影響による失業等に伴い住居を喪失した方に対する支援を強化するため、一時利用住宅（都営住宅60戸含む）や緊急的な一時宿泊場所などの確保数を600室に拡充

参考 新型コロナウイルス感染症対策全般

- 東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請4月7日～5月25日）
- 都民のいのちを守る**STAY HOME 週間**として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- 「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づいて外出自粛・休業要請等の段階的な緩和（5月26日～）